

Topic
01— 10月1日施行！「カスハラ対策」が義務化されました！
～ 10月1日の施行に向けて、自社の対応を確認しておきましょう！～

カスハラとは

顧客等からの言動のうち、社会通念上許容される範囲を超え、従業員の就業環境を害するものをいいます。

こんなケース

- ・長時間にわたるクレーム
- ・繰り返し行われる過剰な要求
- ・暴言、脅迫、威圧的な言動
- ・土下座などの過剰な要求 など

事業主に求められる対応

- 1 方針の明確化と周知・啓発
カスハラに対し「毅然とした態度で臨む」方針を定め、従業員（および求職者等）に周知・徹底します。
- 2 従業員が相談できる体制を整える
被害者が一人で抱え込まないよう相談窓口や担当者を決める
- 3 被害発生時の迅速かつ適切な対応
事実関係を確認し、従業員の安全確保や被害の拡大防止を図る
- 4 プライバシー保護と不利益な取扱いの禁止
相談したことを理由に不利益な扱いをしない

～商工会の専門家派遣制度をご活用ください～

カスハラ対策や社内ルールの整備など、事業所が抱えるさまざまな悩みに応じて、商工会が社会保険労務士などの専門家への相談・派遣をサポートします。「どこに相談したらよいかわからない」といった場合も、まずはお気軽に商工会へご相談ください。

Topic
02

— 青色申告特別控除の見直しについて（令和8年度税制改正）

令和8年度税制改正により、令和9年分の確定申告（令和10年3月申告分）から、個人事業主の皆様の青色申告特別控除の要件が大きく変わります。「知らないうちに控除額が減っていた」ということにならないよう、早めの対策が必要です。

令和9年分の確定申告から、控除の要件が以下の通り厳格化される見通しです。

① 75万円・65万円控除には「e-Tax」と「電子帳簿」が必須に

複式簿記による高額控除の適用には、e-Tax（電子申告）に加え、「優良な電子帳簿保存」または「デジタル自動連携」が必須要件となる見通しです。

紙での申告や手書き帳簿を続けている方は、早期に会計ソフトの導入や電子申告への切り替えが必要です。

② 10万円控除に「収入制限」が導入されます

簡易簿記による10万円控除の適用は、前々年の収入が1,000万円以下の方に限定されます。

売上が1,000万円を超える事業者は、今後「複式簿記」への移行が強く求められます。

詳細につきましては、こちらから→

Topic
03

— ～第41回 紫波町産業まつりが開催されます～

紫波の魅力が「サン・ビレッジ紫波」に集結！地域の元気を発信するため、商工会一丸となって盛り上げます。出店内容は以下の通りです。

- ・ **商工会**：町内全9蔵飲み比べセット販売（1,000円・1日100セット×2日（予定））グルメマップ配布
- ・ **青年部**：焼き鳥、おでん、わたあめの販売
- ・ **女性部**：紫波町産りんごを使用したアップルパイ、ちょこばなな、ポップコーン等の販売

会場：サン・ビレッジ紫波

日時：10月17日（土）10:00～16:00

18日（日） 9:00～15:00

詳しくはこちら→



皆様のご来場をお待ちしております！